

登録免許税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 納付受託者の指定要件及び委託を受けた登録免許税の納付期日を定めることとする。(第 30 条の 2、第 30 条の 3 関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則関係)